

## 広げよう支援の輪

～あなたの思いやりと理解が犯罪被害者等の支えになります～

### ◎犯罪被害者の現状等

犯罪被害に遭うということは、命を奪われる(家族を失う)、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、

- ・事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- ・医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- ・捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- ・周囲の人々の無責任なうわさ話、報道によるストレス・不快感

などの被害後に生じる様々な二次的被害に苦しめられています。

自分の大切な人が被害に遭ったらと考えて、犯罪被害に遭われた方が少しでも早く回復し、平穏な生活を取り戻せるように社会全体で支えていきましょう。

### 【犯罪被害者のためのこころの悩み相談】

052-954-8897 月～金曜日 午前9時～午後5時



中村警察署  
052-452-0110  
大門交番

## 防災は 日頃の備え 心がけ

### ◎防犯は日頃の備えから

- ・住んでいる避難場所や避難経路を実際に歩いてみる
- ・家族が別々になった際の連絡方法や待ち合わせ場所を確認
- ・非常持ち出し袋の準備、点検

### ◎台風・集中豪雨対策

- ・避難は早めの判断を
- ・テレビ、ラジオ、インターネットで情報収集
- ・火の始末、戸締りは確実に

### ◎地震対策

- ・家具の固定
- ・日頃から、家族で避難訓練を

## こんなときにはすぐ110

- ・見慣れない人が住宅街を徘徊している。
- ・敷地内をのぞき込む人がいる。
- ・留守の隣家で物音がする。
- ・見知らぬ車がいつまでも停まっている。
- ・人が乗り込んで急発進した車を見た。



大門交番の本美（ほんみ）  
です。  
お気軽にご相談下さい。



## 自転車安全利用五則 (令和4年11月1日改正)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

